建築物におけるバリアフリー法について

【１】趣旨・目的

「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」は、高齢者や障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、建築物の構造及び設備を改善するための措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活における移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められています。

【２】バリアフリー法の概要

特定建築物【令第４条】

多数の者が利用する建築物
（例）「学校」、「事務所」、「共同住宅」、「工場」、「老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの」など

特別特定建築物【令第５条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（例）「公立小学校等又は特別支援学校」、「保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署」、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）」など

府条例第 11 条により特別特定建築物に特定建築物を追加

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

①**2,000 ㎡以上**（公衆便所については 50 ㎡以上）の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
②**2,000 ㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

府条例第 12 条により、面積要件の引下げあり

建築物移動等円滑化基準【令第 10 条～第 23 条】　【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。
（例）・車いす使用者と人がすれ違える廊下幅を 1 以上確保
・車いす使用者用のトイレがひとつはある　など
※出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

府条例第 13 条により、必要な事項の付加あり

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設※の構造及び配置に関する基準。
（※義務づけの対象ではない）
（例）・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅の確保・車いす使用者用のトイレが必要な階にある　など

【３】認定特定建築物の特例（法第 17 条関係）

特定建築物で建築物移動等円滑化誘導基準などに適合した建築物は認定を取得することができます。
認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができます。
詳しい内容については、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築安全課　建築調整係
第二庁舎　５階　℡ ０６－６８５８－２１１６